

# 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（区域令） の一部を改正する政令について

平成 30 年 8 月  
消防庁特殊災害室

## 1 概要

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）は、石油又は高圧ガスが大量に取り扱われる地区を石油コンビナート等特別防災区域として指定し、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止等を図っている。

石油コンビナート等特別防災区域については、毎年 4 月 1 日現在の状況を調査し、その結果を踏まえて、これまでも必要に応じて変更している。

<参考> 石油コンビナート等特別防災区域について

- (1) 石油コンビナート等特別防災区域とは、石油又は高圧ガスが大量に取り扱われる区域であって、政令（区域令）で指定するものをいい、当該区域に所在する大規模事業所は、災害の発生防止等のために特定防災施設や自衛防災組織の設置等が義務付けられる。
- (2) 現時点で 32 道府県の 83 地区が指定されており、政令改正後、33 都道府県の 84 地区になる。

## 2 改正内容

今年度の調査の結果、次の地区について、石油・高圧ガスの取扱量の変更等の理由により、石油コンビナート等特別防災区域の新規指定や区域の変更等を行う。

- ①東京国際空港地区（東京都）の新規指定
- ②名古屋港臨海地区（愛知県）の拡張
- ③和歌山北部臨海北部地区（和歌山県）の拡張
- ④和歌山北部臨海南部地区（和歌山県）の縮小
- ⑤松山地区（愛媛県）の縮小

## 3 施行期日等

閣 議	平成 30 年 8 月 28 日（火）
公 布	平成 30 年 8 月 31 日（金）
施 行	公布の日